

8経営第 1637 号
令和8年 10 月 20 日

公益財団法人 農林水産長期金融協会
理事長 金丸 康夫 殿

農林水産事務次官

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱等の一部改正について

この度、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）及び東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本事業の適正かつ円滑な実施につき御配慮をお願いします。

以上、命により通知する。

○農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年 4 月 6 日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧
対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																							
別表20（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅） 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金 （1）～（7）（略） （8）令和8年度に融通されたもの ①～⑥（略） ⑦ <u>令和8年9月18日から令和8年10月19日までの間に</u> 融通されたもの （略） ⑧ <u>令和8年10月20日以降に</u> 融通されたもの <table><tr><th>資金の種類</th><th>償還期限</th><th>実質負担利率の軽減幅</th></tr><tr><td><u>(1)、(3)、(4)、(9)、(14)</u></td><td><u>25年以下</u></td><td><u>2. 0 0 %</u></td></tr><tr><td><u>(2)</u></td><td><u>15年以下</u></td><td><u>2. 0 0 %</u></td></tr><tr><td><u>(5)</u></td><td></td><td><u>2. 0 0 %</u></td></tr><tr><td><u>(6)、(10)</u></td><td></td><td><u>2. 0 0 %</u></td></tr><tr><td><u>(7)、(8)、(11)、(12)、(13)、(15)</u></td><td></td><td><u>2. 0 0 %</u></td></tr><tr><td><u>(16)</u></td><td></td><td><u>成功判定区分が 「高」の場合 2. 0 0 % 「低」の場合 0. 6 0 %</u></td></tr></table> （※1）～（※10）（略） 2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金 （1）農業近代化資金 a～g（略） h 令和8年度に融通されたもの ①～⑥（略） ⑦ <u>令和8年9月18日から令和8年10月19日までの間に</u> 融通されたもの （略） ⑧ <u>令和8年10月20日以降に</u> 融通されたもの <table><tr><th>財政融資 資金金利</th><th>実質負担利率の 軽減幅</th></tr></table>	資金の種類	償還期限	実質負担利率の軽減幅	<u>(1)、(3)、(4)、(9)、(14)</u>	<u>25年以下</u>	<u>2. 0 0 %</u>	<u>(2)</u>	<u>15年以下</u>	<u>2. 0 0 %</u>	<u>(5)</u>		<u>2. 0 0 %</u>	<u>(6)、(10)</u>		<u>2. 0 0 %</u>	<u>(7)、(8)、(11)、(12)、(13)、(15)</u>		<u>2. 0 0 %</u>	<u>(16)</u>		<u>成功判定区分が 「高」の場合 2. 0 0 % 「低」の場合 0. 6 0 %</u>	財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅	別表20（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅） 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金 （1）～（7）（略） （8）令和8年度に融通されたもの ①～⑥（略） ⑦ <u>令和8年9月18日以降に</u> 融通されたもの （略） （新設） （※1）～（※10）（略） 2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金 （1）農業近代化資金 a～g（略） h 令和8年度に融通されたもの ①～⑥（略） ⑦ <u>令和8年9月18日以降に</u> 融通されたもの （略） （新設）
資金の種類	償還期限	実質負担利率の軽減幅																						
<u>(1)、(3)、(4)、(9)、(14)</u>	<u>25年以下</u>	<u>2. 0 0 %</u>																						
<u>(2)</u>	<u>15年以下</u>	<u>2. 0 0 %</u>																						
<u>(5)</u>		<u>2. 0 0 %</u>																						
<u>(6)、(10)</u>		<u>2. 0 0 %</u>																						
<u>(7)、(8)、(11)、(12)、(13)、(15)</u>		<u>2. 0 0 %</u>																						
<u>(16)</u>		<u>成功判定区分が 「高」の場合 2. 0 0 % 「低」の場合 0. 6 0 %</u>																						
財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅																							

3. 4 0 %

2. 0 0 %

(2) 農業経営負担軽減支援資金

a ～ c (略)

d 令和8年度に融通されたもの

①～⑥ (略)

⑦ 令和8年9月18日から令和8年10月19日までの間に融通されたもの
(略)

⑧ 令和8年10月20日以降に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>3. 4 0 %</u>	<u>2. 0 0 %</u>

(注)

1 ～ 4 (略)

(2) 農業経営負担軽減支援資金

a ～ c (略)

d 令和8年度に融通されたもの

①～⑥ (略)

⑦ 令和8年9月18日以降に融通されたもの
(略)

(新設)

(注)

1 ～ 4 (略)

○東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官
依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																			
別表18（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅） 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金 （1）・（2）（略） （3）令和8年度に融通されたもの ①～⑥（略） ⑦ <u>令和8年9月18日から令和8年10月19日までの間</u> に融通されたもの （略） ⑧ <u>令和8年10月20日以降に融通されたもの</u> <table><tr><th><u>資金の種類</u></th><th><u>償還期限</u></th><th><u>実質負担利率の軽減幅</u></th></tr><tr><td><u>(1)</u></td><td><u>18年以下</u></td><td><u>2. 0 0 %</u></td></tr><tr><td><u>(2)、(3)、(7)、(12)</u></td><td><u>28年以下</u></td><td><u>2. 0 0 %</u></td></tr><tr><td><u>(4)、(8)</u></td><td></td><td><u>2. 0 0 %</u></td></tr><tr><td><u>(5)、(6)、(9)、 (10)、(11)、(13)</u></td><td></td><td><u>2. 0 0 %</u></td></tr></table> （※1）～（※4）（略） 2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金 （1）農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉 a・b（略） c 令和8年度に融通されたもの ①～⑥（略） ⑦ <u>令和8年9月18日から令和8年10月19日までの間</u> に融通されたもの （略） ⑧ <u>令和8年10月20日以降に融通されたもの</u> <table><tr><th><u>財政融資 資金金利</u></th><th><u>実質負担利率の 軽減幅</u></th></tr><tr><td><u>3. 4 0 %</u></td><td><u>2. 0 0 %</u></td></tr></table> （2）農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉 a・b（略）	<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率の軽減幅</u>	<u>(1)</u>	<u>18年以下</u>	<u>2. 0 0 %</u>	<u>(2)、(3)、(7)、(12)</u>	<u>28年以下</u>	<u>2. 0 0 %</u>	<u>(4)、(8)</u>		<u>2. 0 0 %</u>	<u>(5)、(6)、(9)、 (10)、(11)、(13)</u>		<u>2. 0 0 %</u>	<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>	<u>3. 4 0 %</u>	<u>2. 0 0 %</u>	別表18（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅） 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金 （1）・（2）（略） （3）令和8年度に融通されたもの ①～⑥（略） ⑦ <u>令和8年9月18日以降に融通されたもの</u> （略） （新設） （※1）～（※4）（略） 2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金 （1）農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉 a・b（略） c 令和8年度に融通されたもの ①～⑥（略） ⑦ <u>令和8年9月18日以降に融通されたもの</u> （略） （新設） （2）農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉 a・b（略）
<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率の軽減幅</u>																		
<u>(1)</u>	<u>18年以下</u>	<u>2. 0 0 %</u>																		
<u>(2)、(3)、(7)、(12)</u>	<u>28年以下</u>	<u>2. 0 0 %</u>																		
<u>(4)、(8)</u>		<u>2. 0 0 %</u>																		
<u>(5)、(6)、(9)、 (10)、(11)、(13)</u>		<u>2. 0 0 %</u>																		
<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>																			
<u>3. 4 0 %</u>	<u>2. 0 0 %</u>																			

c 令和8年度に融通されたもの

①～⑥ (略)

⑦ 令和8年9月18日から令和8年10月19日までの間に融通されたもの
(略)

⑧ 令和8年10月20日以降に融通されたもの

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>実質負担利率の 軽減幅</u>
<u>3. 4 0 %</u>	<u>2. 0 0 %</u>

(注)

1・2 (略)

c 令和8年度に融通されたもの

①～⑥ (略)

⑦ 令和8年9月18日以降に融通されたもの
(略)

(新設)

(注)

1・2 (略)